

鶴ヶ島美術協会会則

第1章 名 称

第1条 本会は鶴ヶ島美術協会と称する。

第2章 事務所

第2条 本会の事務所は会長宅に置く。

第3章 目 的

第3条 本会は会員が美術を通して地方文化の発展に寄与するとともに、相互の親睦を図ることを目的とする。

第4章 事 業

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 展覧会の開催
- 2 講演会、講習会の開催
- 3 その他必要な事項

第5章 会 員

第5条 本会は次の会員で組織する。

- 1 会員は本会の趣旨に賛同し理事会が承認したもの。
- 2 会員が2年間会費を納入しない場合は会員資格を失う。

第6条 本会は次の専門部を置く。

- 1 絵画
- 2 書
- 3 写真
- 4 工芸

第7条 本会に相談役、参与をおくことが出来る。相談役・参与は、本会の発展に寄与したもので理事会の推薦したもの。

第6章 役 員

第8条 本会に次の役員をおく。

- | | | | |
|-------|----------|-------|----|
| 1 会 長 | 1名 | 4 幹 事 | 3名 |
| 2 副会長 | 3名 | 5 監 事 | 2名 |
| 3 理 事 | 各部門より若干名 | | |

第9条 役員の選出は次の方法による。

- 1 理事は各専門部より選出する。
- 2 会長・副会長は、理事の中より理事会で推薦し総会で承認を得る。
- 3 幹事は会長が委嘱する。
- 4 監事は総会で選出する。

第10条 会長は本会を代表し会務を総理する。

- 1 副会長は会長を助け、会長事故あるときはこれを代行する。
- 2 理事は会務の運営に当たり事業を執行する。
- 3 幹事は会計及び事務を行う。
- 4 監事は会計の監査を行う。

第11条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第7章 会 議

第12条 会議は総会及び理事会とし、会長が招集する。

第13条 総会は会務及び予算、決算の承認、役員の改選、その他重要事項を議決する。

1 理事会は総会の議案、展覧会、その他会務に関し議決し執行する。

第8章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、補助金、その他収入による。

第15条 会員は会費として年額2,000円を納入する。

第16条 幹事には、報酬として各人に年10,000円を支給する。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第9章 その他

第18条 会員が死亡した時は下記の通りとする。

- 1 役員が死亡した時は、美術協会名で花輪(一万円相当)を贈る。
- 2 会員が死亡した時は、美術協会名で弔電(三千円相当)を贈る。

第19条 会則の変更は理事会で決議し、総会で出席者過半数の承認を得る。

附 則

この会則は、昭和50年6月22日に制定し、施行する。

この会則は、平成 1年6月18日より改正し施行する。

この会則は、平成 3年4月30日より改正し施行する。

この会則は、平成 4年5月10日より改正し施行する。

この会則は、平成 9年5月11日より改正し施行する。

この会則は、平成10年5月17日より改正し施行する。

この会則は、平成12年5月14日より改正し施行する。

この会則は、平成15年5月17日より改正し施行する。

この会則は、平成17年5月28日より改正し施行する。

この会則は、令和 1年5月19日より改正し施行する。

この会則は、令和 3年7月17日より改正し施行する。